

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 工業技術センター使用料の項中

「 320円 550円 」	を	「 240円 550円 」	に、	「 120円 430円 」	を	「 180円 430円 」	に、
		万能フライス盤		同		580円	
		立フライス盤		同		810円	
		発光分光分析装置		同		4,200円	を
		塩水噴霧試験装置		同		320円	
		金属顕微鏡		同		310円	
		マシニングセンター		同		2,610円	」
		立フライス盤		同		810円	
		塩水噴霧試験装置		同		320円	に、
		マシニングセンター		同		2,610円	」
「 340円 390円 」	を	「 210円 390円 」	に、				
		マイクロプレートリーダー		同		360円	
		インキュベーター		同		390円	
		脂肪抽出装置一式		同		670円	を
		蛍光光度計		同		500円	
		オートクレーブ		同		220円	」
		インキュベーター		同		390円	に、

オートクレーブ	同	220円	
---------	---	------	--

「3,150円」を「1,960円」に、

EPMA	同	10,080円	を
ブラストマシン	同	210円	
化学発光測定装置	同	2,320円	
顕微FT-IR測定装置	同	2,300円	
自動ポンベ熱量計	同	640円	
CHNコーダー	同	1,510円	

ブラストマシン	同	210円	に、
顕微FT-IR測定装置	同	1,230円	
CHNコーダー	同	1,510円	

「830円」を「460円」に、

フィルタープレス	同	570円	を
自動製麹装置	同	2,380円	

自動製麹装置	同	2,380円	に、
--------	---	--------	----

高周波プラズマ発光分析装置	同	4,240円	を
ふるい	同	460円	

ふるい	同	460円	に、
-----	---	------	----

アーク溶射装置	同	1,090円	を
旋盤	同	790円	

旋盤	同	790円	に、
----	---	------	----

急速冷凍庫	同	380円	を
デジタルマイクロスコープ	同	460円	
デジタルマイクロスコープ	同	330円	に、
におい識別装置	同	300円	を
NCフライス盤	同	2,100円	
NCフライス盤	同	2,100円	に、
無菌充填機	同	1,760円	を

無菌充填機	同	1,760円	に改め
加熱乾燥式水分計	同	20円	
X線回折装置	同	580円	
順相用高速液体クロマトグラフ	同	740円	
示差走査熱量計	同	620円	
金属粉末積層造形機	同	8,960円	
ガスクロマトグラフ質量分析装置	同	820円	
遠心エバポレーター	同	70円	
非接触3次元測定器	同	680円	
大型電動ミンサー	同	70円	
マルチモードマイクロプレートリーダー	同	300円	
超遠心粉碎機	同	140円	
大容量試料循環装置	同	280円	
圧延式製麺機	同	180円	

る。

別表第2 工業技術センター手数料の項中

--	--	--	--

発光分光装置による分析	1 試料につき	4,960円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,570円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
蛍光X線装置による分析	同	4,940円	
X線マイクロアナライザーによる分析	同	8,190円	
赤外分光光度計による分析	同	4,970円	
ガスクロマトグラフ質量分析計による分析	同	3,070円	
質量分析計による分析	同	9,520円	

を

蛍光X線装置による分析	1 試料につき	4,940円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,570円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
赤外分光光度計による分析	同	4,970円	
ガスクロマトグラフ質量分析計による分析	同	3,070円	
質量分析計による分析	同	9,520円	

に、

定量分析	発光分光装置による分析	1 成分につき	2,330円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,570円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
	X線マイクロアナライザーによる分析	同	9,460円	
	高周波プラズマ発光分析装置による分析	同	3,660円	
	誘導結合プラズマ質量分析計による分析	同	3,020円	
	原子吸光光度計による分析	同	3,650円	
	イオンクロマトグラフによる分析	同	3,260円	
	容量法による分析	同	3,820円	
	重量法による分析	同	3,820円	
	容量法及び重量法の組合せ	同	6,140円	

による分析			
水の有機炭素濃度測定	1 試料につき	2,930円	
比色法による分析	1 成分につき	3,340円	
ガスクロマトグラフによる分析	同	5,060円	
ガスクロマトグラフ質量分析計による分析	同	5,350円	
液体クロマトグラフによる分析	同	5,490円	
水分測定	1 試料につき	2,930円	
灰分測定	同	2,900円	
塩分測定	同	2,890円	
総酸測定	同	2,890円	
たんぱく質測定	同	3,190円	
還元糖測定	同	3,170円	
全糖測定	同	3,170円	
脂質測定	同	4,490円	
食物繊維測定	同	7,940円	
自動ボンベ熱量計による熱量測定	同	3,530円	
強熱減量測定	同	2,590円	
pH測定	同	1,280円	
炭水化物算出	1 試料につき	1,050円	炭水化物の算出には、水分、灰分、たんぱく質及び脂質の測定結果が必要である。

を

定量分析	誘導結合プラズマ質量分析計による分析	1 成分につき	3,020円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,570円、複雑な前処
	原子吸光光度計による分析	同	3,650円	
	イオンクロマトグラフによる分析	同	3,260円	
	容量法による分析	同	3,820円	
	重量法による分析	同	3,820円	
	容量法及び重量法の組合せ	同	6,140円	

による分析				理を行う場合は 3,410円を加算 する。
水の有機炭素濃度測定	1 試料につき		2,930円	
比色法による分析	1 成分につき		3,340円	
ガスクロマトグラフによる 分析	同		5,060円	
ガスクロマトグラフ質量分 析計による分析	同		5,350円	
液体クロマトグラフによる 分析	同		5,490円	
水分測定	1 試料につき		2,930円	
灰分測定	同		2,900円	
塩分測定	同		2,890円	
総酸測定	同		2,890円	
還元糖測定	同		3,170円	
全糖測定	同		3,170円	
強熱減量測定	同		2,590円	
pH測定	同		1,280円	

に、

ショア硬さ試験	同		1,070円
無機材料の圧縮試験	同		950円

を

無機材料の圧縮試験	同		950円
-----------	---	--	------

に、

光沢度測定	同		1,880円
色差測定	同		1,880円

を

色差測定	同		1,880円
------	---	--	--------

に、

食品 試験	浮標によるアルコール度数 測定	1 試料につき	2,020円	
	酒類用振動式密度計による アルコール度数測定	同	780円	
	屈折計による糖度測定	同	2,020円	
	一般生菌数測定	同	3,380円	
	大腸菌群測定	同	3,380円	

を

食品 試験	酒類用振動式密度計による アルコール度数測定	1 試料につき	780円	前処理を要する ものについて は、簡易な前処 理を行う場合は 1,760円、一般 的な前処理を行 う場合は2,570 円、複雑な前処 理を行う場合は 3,410円を加算 する。
	屈折計による糖度測定	同	2,020円	
	一般生菌数測定	同	3,380円	
	大腸菌群測定	同	3,380円	

に改め、同表畜産研究センター手数料の項中「2,410円」を「3,610円」に改める。

別表第3 汚染土壌処理業変更許可申請手数料の項の次に次のように加える。

汚染土壌処理業の譲 渡及び譲受の承認申 請手数料	土壌汚染対策法第27条の2第1項の規 定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲 受の承認の申請に対する審査	1件につき70,000円
汚染土壌処理業者で ある法人の合併又は 分割の承認申請手数 料	土壌汚染対策法第27条の3第1項の規 定に基づく汚染土壌処理業者である法人 の合併又は分割の承認の申請に対する審 査	1件につき70,000円
汚染土壌処理業の相 続の承認申請手数料	土壌汚染対策法第27条の4第1項の規 定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認	1件につき70,000円

	の申請に対する審査	
--	-----------	--

別表第3 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料の項の次に次のように加える。

2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	1件につき147,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更認定申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1件につき134,000円

別表第3 破碎業変更許可申請手数料の項中「75,000円」を「67,000円」に改め、同表医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請時適合性調査申請手数料の項を削り、同表河川区域等を除く区域に係る砂利採取計画認可申請手数料の項及び河川区域等の区域に係る砂利採取計画認可申請手数料の項中「37,700円」を「33,900円」に改め、同表河川区域等を除く区域に係る砂利採取計画変更認可申請手数料の項及び河川区域等の区域に係る砂利採取計画変更認可申請手数料の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

平成30年2月14日提出

理 由

工業技術センターの機器の使用料について徴収根拠を定め、額の適正化を図り、又は廃止するほか、土壌汚染対策法の一部が改正されたことに伴い発生する新たな事務に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。